

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等
の一部を改正する法律案について

～内閣法制局第二部長 御指摘への回答～

文部科学省高等教育局
法務省大臣官房司法法制部

1. 今回の法改正による、法科大学院において育成する能力等及び司法試験において判定する能力等の関係について	1
2. 専門職大学院設置基準で規定する科目と法務省令で規定する科目との関係について	8
3. 司法試験・予備試験における選択科目について	14
4. 予備試験における科目について	16
5. 法科大学院において公表を義務付ける事項について（新第5条関係）	18
6. 「法曹養成連携協定」及び「連携法曹基礎課程」の制度創設の必要性について（新第6条関係）	21
7. 「法曹養成連携協定」に関する各規定の内容について（新第6条関係）	23
8. 「法曹養成連携協定」の変更及び文部科学大臣の認定の取消し（新第7・8条関係）、 「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について（新第9条関係）	27
9. 入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保のための入学者選抜における配慮について（新第10条関係）	28
10. 司法試験法第4条第2項の法務省令の制定又は改廃に当たっての文部科学大臣への通知について（新第12条第3項関係）	30

1. 今回の法改正による、法科大学院において育成する能力等及び司法試験において判定する能力等の関係の整理について

1. 現行制度について

(1) 法科大学院の教育課程に関する現状

法曹養成は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習の有機的連携の下に行われるものであり、その中でも、法曹養成プロセスの中核たる法科大学院においては、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。…）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養する」ことを目的として教育を実施することとされている（法科大学院における教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）（以下「連携法」という。）第2条第1号）。

その教育課程について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に基づく「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）においては修了要件の単位数等に関する規定の他特段の定めはなく、同令第42条に基づく「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）（以下「専門職大学院告示」という。）第5条第1項各号において以下の4つの科目群を規定した上で、同条第2項において全ての科目群について開設するとともに、学生の授業科目の履修が前項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮することとしている（参考1）。

- ① 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- ② 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
- ③ 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
- ④ 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

現行制度においては、法科大学院の教育課程に関する法令上の規定は上記の範囲にとどまり、必修科目に関する規定や①～④の科目群毎の最低限修得すべき単位数に関する規定ではなく、また、各科目群において開設すべき個別具体的の科目についても特段の定めはない。一方、学校教育法第109条第4項に基づいて各認証評価機関が定めた大学評価基準において、教育課程に関する細かな規定が置かれている場合もあり、認証評価機関は、当該基準に基づいて、認証評価の対象となる法科大学院の教育課程について事後的な確認を行っている（参考2・3）。

(2) 法科大学院の教育課程と司法試験制度との関係

前述の専門職大学院告示第5条第1項各号で定められた4つの科目群のうち、法律基本科目は、司法試験法（昭和24年法律第140号）第3条第1項各号及び同条第2項各号（第4号を除く）でそれぞれ規定される司法試験の短答式及び論文式

による筆記試験の科目と対応している（参考4）。

具体的には、

- ① 短答式試験は、憲法・民法・刑法の各科目について、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」を、
- ② 論文式試験は、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）について、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」を、

それぞれ判定することを目的として行うものとされている。

また、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、司法試験法第4条第1項第1号により、法科大学院課程の修了を司法試験の受験資格とすることで、法曹となろうとする者が当該科目に係る学識及び能力を身に付けることを担保している（なお、法律実務基礎科目については、法科大学院課程を修了した者と「同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）において、論文式試験及び口述試験の試験科目とされている（司法試験法第5条第3項及び第4項）（参考4）。

2. 改正後の制度について

1. 述べたとおり、法科大学院においては、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。…）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することを目的として教育を実施することとされている。また、司法試験は、「法科大学院における教育との有機的な連携の下に」、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」試験であり、短答式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」を、論文式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」をそれぞれ判定することを目的として、いずれも法科大学院の教育課程の一部と対応した科目について行われるものとなっている。

このように、法科大学院における教育と司法試験とは、法曹養成プロセスの中において同じ目的を共有し、いわば役割を分担している関係にある。

今回の司法試験法改正の中核は、現在、

- ① 法科大学院を中心とする法曹養成制度が平成16年度に導入されて14年が経過し、法科大学院における教育の内容のうち、司法試験で判定することとされている学識及び能力を培うための学修の範囲が確立していることに加え、
- ② 法曹の質・量を確保するために、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が喫緊の課題となっている

といった事情を踏まえ、法科大学院の教育課程の一層の体系化や司法試験の受験に必

要な学修の教育課程全体における位置付けの明確化を行い、それにより法科大学院教育のより一層の充実が図られることを前提として、司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入するものである。

法科大学院教育の一層の体系化の具体的な内容としては、専門職大学院設置基準において、

- (1) 現在、専門職大学院告示に規定されている各科目群、すなわち①法律基本科目、②実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の各科目群を規定するとともに、各科目群について、修了要件として修得すべき単位数を規定し、
- (2) ①法律基本科目については、基礎・応用・発展の各段階の分類をし、当該順序で履修させることとした上で、基礎・応用部分を必修として各単位数を規定とともに、
- (3) ④展開・先端科目については、社会におけるニーズ等を踏まえて、一定の科目について必修化する。またその履修においては、①の履修を踏まえつつ履修できるよう、法科大学院に配慮させるものとする。

なお、法科大学院における教育の内容について、専門職大学院設置基準において上記のように詳細な規定を設けることについては、

- ① 司法試験との有機的な連携の下で法科大学院において適切な法曹養成のための教育を行うために必要性の高い規定である一方、規定内容は、一定の教育内容を強制するものではなく、あくまで必修単位数の規定や基礎・応用・発展の段階設定など、目的を達成する上での最低限の内容となっていること、
- ② 専門職大学院設置基準を含む学校教育法第3条に基づく設置基準においては、平成3年に大綱化されるまで、科目ごとの必履修単位数等について詳細な規定が置かれていた経緯があり、加えて、現在も専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）においては同様の規定が存在することを踏まえると、今回の内容程度の規定は許容されるものと考えられること（参考5・6）、
- ③ 上述の法科大学院の教育内容に関する改正の方向性は、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において法科大学院関係者の合意を得ており、更に、実際の専門職大学院設置基準の改正に当たっても、学校教育法第94条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4.2条及び中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第5条1項の規定に基づき、大学関係者により構成される、中央教育審議会大学分科会への諮問を経て決定されること（参考7）

から、許容される範囲内のものであると考える。

(参考1) 専門職大学院に關し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)(抄)
(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
 - 二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
 - 三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
 - 四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。)
- 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

(参考2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第百九条(略)

2(略)

- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

(参考3) 法科大学院評価基準要綱(平成30年4月改定・(独)大学改革支援・学位授与機構)(抄)

2-1 教育内容

2-1-5: 重点基準

法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもつて必修単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- (1) 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位
- (2) 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位
- (3) 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12単位

2-1-6

(1) 法律実務基礎科目については、次に掲げる科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に言及する必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ～オ(略)

(3)・(4)(略)

(参考4) 司法試験法(昭和24年法律第140号)(抄)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）
 - 二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
 - 三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
 - 四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 3・4 (略)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 (略)

(参考5) 大学設置基準の大綱化

○ 各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ、学術や社会の要請に適切に対応しつつ、特色あるカリキュラムを編成・実施することが、全体としての大学教育を充実させ、社会が求める優れた人材の養成に資するとの観点から、平成3年6月、大学設置基準（昭和31年法律第28号）等の開設授業科目や卒業要件等に係る規定について大綱化する省令改正を実施（同時に、大学の自己点検・評価を努力義務化）。

○ 大綱化以前の大学設置基準と現行の大学設置基準における卒業要件に係る規定は以下のとおり。

【大綱化以前】

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位

三 保健体育科目については、講義及び実技四単位

四 専門教育科目については、七十六単位

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位のうち十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。
- 3 二以上の外国語の科目的修得を卒業の要件とする大学の場合に当たっては、一の外国語の単位は、第一項第二号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目的単位（前項の規定によるものを除く。）は、第一項第四号の専門教育科目についての単位とみなす。

【現行：平成30年6月29日施行時点】

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

※第二十五条第二項の授業の方法：

多能なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させること

（参考6）専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）（抄）※平成31年4月1日施行
（専門職大学の授業科目）

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（卒業の要件）

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。

2 （略）

（参考7）設置基準を定める場合における中央教育審議会への諮問手続について

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基

準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

（法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの）

第四十二条 法第九十四条（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○中央教育審議会例（平成12年政令第280号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
大学分科会	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

(3) このように、特定の資格に関する試験の受験資格等として、教育機関における特定の科目の履修を要件とする場合においては、上述の精神衛生福祉士のように、試験制度の主務官庁と文部科学省との共同省令で科目を指定した上で、その教育内容を確認している例がある一方、特定の科目の履修や課程の修了を受験資格としながらその内容については特段の規定を置いていない例（社会福祉主事）もある。また、資格試験の受験資格としては大学における所定の課程の修了のみを規定する一方、当該資格に係る職業や教育の関係者により構成される有識者会議においてコアカリキュラムを定め、事実上試験と教育が連携している例（医師や歯科医師、獣医師）もある（参考3）。

一方、法科大学院と司法試験の場合、制度創設時、法科大学院における、各大学の創意工夫による法曹養成のための多様な教育を促進しつつ、公平性の担保された司法試験において、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうか」という観点から法科大学院における教育の成果をチェックするという、それぞれの特長を踏まえた役割分担が想定されており、これらの別個の制度を有機的に連携させることとされている。このような法曹養成制度に係る基本的枠組みは、今回の法改正においても何ら変更されるものではないため、在学中受験資格を取得するために司法試験の側から求める履修すべき科目は司法試験法施行規則（法務省令）で定める一方、かかる科目の法科大学院課程における開設・履修の義務付けは、法科大学院における学修に関する事であるため、専門職大学院設置基準（文部科学省令）で定めることとなる。

その上で、上記のとおり、両省令は密接な関係を有することから、法科大学院の教育課程について文部科学省令（専門職大学院設置基準）を制定・改廃する際には、文部科学大臣が法務大臣に通知し、これに対して法務大臣が意見を述べることができるとする現行法の規定（新第12条第2項第1号（現行第6条第2項第1号の条ずれ））に加えて、在学中受験の要件について法務省令（司法試験法施行規則）を制定・改廃する際には、法務大臣が文部科学大臣に通知し、これに対して文部科学大臣が意見を述べることができることとし、これらの内容の連関を担保することとしている（連携法新第12条第3項）（10.（30ページ）において詳述）。

(参考1) 精神保健福祉士試験の受験資格について

○精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)(抄)

(資格)

第四条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法…に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 (略)

四 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。以下この条において同じ。)

(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 (略)

七 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第九号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

八～十一 (略)

○精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省・厚生労働省令第三号)(抄)

(法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目)

第一条 精神保健福祉士法(以下「法」という。)第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十八号までに掲げる科目とする。

一 次に掲げる科目的うち一科目

- イ 人体の構造と機能及び疾病
- ロ 心理学理論と心理的支援
- ハ 社会理論と社会システム

二 現代社会と福祉

三 地域福祉の理論と方法

四 社会保障

五 低所得者に対する支援と生活保護制度

六 福祉行政財政と福祉計画

七 保健医療サービス

八 権利擁護と成年後見制度

- 九 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- 十 精神疾患とその治療
- 十一 精神保健の課題と支援
- 十二 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
- 十三 精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
- 十四 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
- 十五 精神保健福祉に関する制度とサービス
- 十六 精神障害者の生活支援システム
- 十七 精神保健福祉援助演習（基礎）
- 十八 精神保健福祉援助演習（専門）
- 十九 精神保健福祉援助実習指導
- 二十 精神保健福祉援助実習

2 前項第十七号から第二十号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。

- 一 前項第十七号に掲げる科目 三十時間
- 二 前項第十八号に掲げる科目 六十時間
- 三 前項第十九号に掲げる科目 九十時間
- 四 前項第二十号に掲げる科目 二百十時間

3～10 (略)

(法第七条第二号の精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目)

第二条 法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる科目のうち一科目
 - イ 人体の構造と機能及び疾病
 - ロ 心理学理論と心理的支援
 - ハ 社会理論と社会システム
- 二 現代社会と福祉
- 三 地域福祉の理論と方法
- 四 社会保障
- 五 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 六 福祉行財政と福祉計画
- 七 保健医療サービス
- 八 権利擁護と成年後見制度
- 九 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- 十 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
- 十一 精神保健福祉援助演習（基礎）

2 (略)

(実習演習科目の確認)

第三条 第一条第一項各号に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、その学校等の教育課程において開設し、又はしようとする実習演習科目が同条第二項から第九項までに掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（いずれも学校教育法第一条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあっては、厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

2～4 (略)

(参考2) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）(抄)

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法…に基づく大学、旧大学令…に基づく大学、旧高等学校令…に基づく高等学校又は旧専門学校令…に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(参考3) 医師・歯科医師・獣医師の国家試験受験資格について

○医師法(昭和23年法律第201号)(抄)

- 第十一条 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
- 一 学校教育法…に基づく大学…において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
 - 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
 - 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの

○歯科医師法(昭和23年法律第202号)(抄)

- 第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けことができない。

- 一 学校教育法…に基づく大学…において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口腔くう衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

○獣医師法(昭和24年法律第186号)

(受験資格)

- 第十二条 次の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法…に基づく大学…において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であつて、獣医事審議会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- 三 獣医師国家試験予備試験に合格した者

2 (略)

3. 司法試験・予備試験における選択科目について

1. 司法試験における選択科目の選定について

司法試験における選択科目を選定するに当たっては、司法試験委員会において、法務大臣の諮問を受け、司法試験法第3条第2項第4号に規定する「専門的な法律の分野に関する科目」（以下「選択科目」という。）の選定について審議され、概要次のような答申がされた。

平成18年から実施される司法試験の試験科目として選択科目が設けられた趣旨は、専門分野を有し社会の多様なニーズに応え得る多様な法曹を養成することに資するためである。一方、法曹養成制度が、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新しい制度に転換されることから、司法試験については、法科大学院課程における教育等との有機的連携の下に行うものとされている（司法試験法第1条第3項）。

以上の観点に立ちつつ、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム・教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、意見募集の結果などを総合的に考慮し、以下の8科目を選択科目とするのが相当であるとされた。

- ① 知的財産法
- ② 労働法
- ③ 租税法
- ④ 倒産法
- ⑤ 経済法
- ⑥ 国際関係法（公法系）
- ⑦ 国際関係法（私法系）
- ⑧ 環境法

なお、ここでいう国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を、国際関係法（私法系）は、国際私法、国際取引法及び国際民事手続法を対象とするものであるとされ、また、選択科目が設けられた上記趣旨からして、選択科目を上記8科目に固定化することは相当でなく、今後、これらの科目以外の科目についても、更に選択科目とすることを積極的に検討し、柔軟かつ機動的に対応する必要があることから、上記に掲げた判断要素に加え、試験の実施状況（各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等）、司法修習の状況等をも勘案して、必要な見直しを行うことが相当であるとされた。

2. 予備試験における選択科目の選定について

後記4.（16ページ）で述べるとおり、今般の司法試験法の改正により、司法試験の論文式試験の科目から選択科目を廃止する一方で、専門職大学院設置基準の改正により、当該科目に相当する科目の法科大学院課程における開設・履修を義務付けるこ

ととしている。

多種多様な展開・先端科目的うち、具体的にいかなる科目の開設・履修を義務付けるかについては、今後の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会等における上記1の判断要素を踏まえた検討に委ねられこととなるが、基本的に現行の司法試験における選択科目と同一の科目的うち一つ又は複数の科目の開設・履修を義務付けることを想定している。

今般の改正において予備試験の論文式試験の科目として導入される選択科目については、法務大臣の諮問を受けた司法試験委員会における検討を経て決定されるものはあるが（司法試験法新第6条）、「法科大学院を修了した者と同等の学識等を有するか否かを判定する」という予備試験の目的に鑑みて、基本的に現行の司法試験論文式試験における選択科目と同一のものとなることを想定している。

（参考1）司法試験法（昭和24年法律第140号）（抄）

（司法試験の試験科目等）

第三条（略）

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一～三（略）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3・4（略）

5（略）

（参考2）司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）（抄）

（法務省令で定める試験科目）

第一条 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 倒産法

二 租税法

三 経済法

四 知的財産法

五 労働法

六 環境法

七 國際関係法（公法系）

八 國際関係法（私法系）

4. 予備試験における科目について

1. 予備試験の目的

予備試験は、諸般の事情により法科大学院を経由しない者の中からも優れた人材を選抜して法曹資格を付与する途を開き、法曹の給源の多様性を確保するため、法科大学院課程の修了以外にも司法試験の受験資格を認めるものであり、法科大学院を中心とする法曹養成制度の趣旨を損なうことのないようにする観点から、法科大学院の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験となっている。

2. 予備試験の科目について

(1) 短答式試験について

短答式試験の試験科目については、法科大学院における必修科目等についての検討状況等を踏まえつつ、法曹に必要とされる基本的な知識、能力及び素養を幅広く判定する趣旨で、公法系・民事系・刑事系の各分野に対応する基本的な法律科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）及び一般教養科目としている（司法試験法第5条第2項）。

なお、一般教養科目は、法科大学院の入学者選抜において、大学学部において一般教養課程も含めた学業成績等が考慮されることから、予備試験の試験科目となっている（出題範囲は、司法試験委員会の決定により、人文科学、社会科学、自然科学及び英語とされている）。

以上の内容については、今般の改正後においても変わることは予定していない。

(2) 論文式試験について

また、論文式試験の試験科目は、短答式試験の科目及び法律実務基礎科目とされている（ただし、一般教養科目の出題範囲は、短答式試験と異なり、人文科学、社会科学及び自然科学とされている。）。

「法律実務基礎科目」とは、法律に関する実務の基礎的素養についての科目であり、法律に関する実務の基礎的素養は、法科大学院を経由しない場合でも、社会における実務の経験によっても修得されるものであることから、その旨を括弧書きで規定している（同条第3項）。法律実務基礎科目については、法科大学院における法律実務基礎科目の教育目的や内容を踏まえつつ、民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び法曹倫理に関する基礎的素養が身に付いているかどうかを試す出題となっており、法曹倫理は、民事及び刑事の各分野における出題に含まれるものとされている。

今般の一連の改正により、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、司法試験受験までの負担軽減を図る観点から、司法試験の論文式試験の科目から選択科目を廃止する一方で、専門職大学院設置基準において当該科目に相当する科目を法科大学院課程において確実に履修させることとすると

ともに、「法科大学院を修了した者と同等の学識等を有するか否かを判定する」という予備試験の目的に鑑みてその論文式試験の科目として選択科目を導入することとしている。また、選択科目の導入に伴う受験生の負担への配慮から、一般教養科目の試験を廃止することとしている（一般教養に係る法科大学院の修了者との同等性は、短答式試験において一般教養科目を課すことで担保される。）。

(3) 口述試験について

さらに、法科大学院においては、少人数による双方向的・多方向的教育によって口頭表現能力が涵養され、そのことが厳格な成績評価・修了認定により制度的に担保されることに鑑み、法科大学院の修了者と同等の能力等の判定を目的とする予備試験においても、口頭論述能力を判定するため、口述試験を行うものとしている。

口述試験は、法的な知識を問うことを主眼とするものではなく、これを前提とした法的な推論・分析・構成に基づいて弁論をする能力の判定を主眼とするものであり、その趣旨から、このような能力の判定に意を用いて、法律実務基礎科目について行うこととなっている（同条第4項）。

なお、法律実務基礎科目の出題範囲は論文式試験と同様であり、かかる内容は、今般の改正後においても変わることは予定していない

(参考) 司法試験法（昭和24年法律第140号）(抄)

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院…の課程…を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 (略)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 (略)

5. 法科大学院において公表を義務付ける事項について（新第5条関係）

1. 第1項について

新第5条第1項は、第4条に規定される法科大学院の自主的で多様な教育の充実を原則としつつ、当該教育の内容やその実施状況等の公表を義務付けることにより、各法科大学院の教育の充実を図るとともに、法曹を目指す者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供し、適切な進路選択に繋げることを企図するものである。また、これらの情報は、法曹養成連携協定（6.（21ページ）参照）を締結し、又は締結しようとする大学（学部側）にとっても、協定を締結する法科大学院を決定したり、協定に基づく連携法曹基礎課程の教育課程を編成したりする上で有用な情報であり、当該連携法曹基礎課程における教育に資するものといえる。

（1）第1号及び第2号関係

第1号は、教育内容に係る最も基本的な情報である教育課程を、第2号は、その履修の前提や結果である学識及び能力を、それぞれ公表の対象として規定している。入学や進級に一定の条件を課している法科大学院においては、各年次の教育課程の履修するに当たり求められる学識及び能力を明らかにすることで、次のようなメリットが生じる。

第1に、既修者コースへの入学を希望する学生にとっては、その入学後の学修（法科大学院2年次に学修）に当たって求められる学識や能力が明らかになることで法科大学院への入学時までに修得しておくべき能力について具体的なイメージを持つことが可能となる。

第2に、法曹養成連携協定を締結して連携法曹基礎課程を置き、又は置こうとする大学にとっては、連携法曹基礎課程を経た学生にどの程度の学識や能力を身に付けさせなければならないかが明らかになることで、協定締結に向けた準備及び当該課程における教育の実施の一助となる。

第3に、法科大学院の各年次に属する学生にとっては、各年次が終了する段階でどの程度の学識や能力を身に付けておく必要があるかが明らかにされていることにより、見通しを持った学びが可能となる。

（2）第3号及び第4号関係

第3号は、成績評価や修了認定の基準を、第4号は、その実際の運用の状況を、それぞれ公表させるものである。法科大学院における教育の充実を図るために、単に編成された教育課程のとおりカリキュラムが実施されるだけでなく、それによって第1号で公表されている学識及び能力が身に付いたかを厳格に確認し、単位修得の認定をすることが必要であり、そのために、どのような基準で成績や修了を認定することとしているかを公表させるのみならず、実際の評価の状況（例：優・良・可・不可それぞれの評定の割合等）や修了認定の状況（例：標準修業年限で修了している者の割合等）を併せて公表することを求め、法科大学院における厳格な成

績評価及び修了の認定（連携法第2条第1号）を確実に確保しようとするものである。

また、社会人経験者や法学以外の分野からの多様な入学者の確保という観点からは、(1)と同様、法曹を目指す者に対し、進路選択に資する有用な情報を提供することにもなるものである。

(3) 第5号関係

第5号は、当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況を公表させるものである。

法科大学院が法曹養成プロセスの中核を成す専門職大学院という位置付けのものであるということに鑑みれば、司法試験の単年度合格率や合格者数（既修者・未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータの公表が受験生にとって極めて重要であることはもちろんのこと、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の拡がりが期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹か非法曹か、どのような職種に従事しているか、どのような分野のどのような役職に就いているか等）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも法科大学院の使命として求められているものと考えられる。

(4) 第6号関係

第6号は、上記のほか文部科学省令で定める事項について公表させるものである。

法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するという観点から公表させることが相当な事項は、上記(1)ないし(3)の事項に尽きるものではない。

具体的には、司法試験在学中受験に係る受験資格取得者や受験者の数、最終年次在学者全体に占めるそれぞれの割合及び合格率、学費の額及びその減免の仕組み、奨学金制度の概要などの事項が考えられる。

また、今般の連携法第2条第1号の改正により、法曹養成の基本理念として法科大学院における専門的な法律の分野に関する教育を充実させる必要があることが明確にされ、これを受けて、文部科学省令（専門職大学院設置基準）の改正により法科大学院課程における専門的な法律の分野に関する科目の開設・履修を義務付けることを予定しているところ（なお、同省令においては、「倒産法」、「知的財産法」といった枠組みで科目を定めることを予定している（司法試験法施行規則第1条参照））、主として、各種専門的な法律分野に関する学識・能力を身に付けたいと考えている法曹志望者への進路選択に資する情報の提供という観点から、同省令で定められた科目と法科大学院で開設される科目との対応関係についても、文部科学省令で定める事項として公表を義務付ける予定である。

4. 第2項について

新第5条第2項は、第1項により法科大学院が教育課程を公表するに当たって、当

該教育課程において開設される科目のうち司法試験法第4条第2項の法務省令で定める科目に対応するものについて、その旨を明示させるものである。

今般、司法試験法改正において、第4条に第2項を新設し、法科大学院在学中の司法試験受験を可能とすることとしているが、その受験資格は、同項の法務省令で定める科目の単位（専門職大学院設置基準で定められる法律基本科目のうち基礎及び応用とされる科目とすることを検討中）を修得した上で、1年以内に法科大学院を修了する見込みを有する者に付与される。

もっとも、各法科大学院の創意に基づき実際に開設されている科目のうち、いかなる科目が在学中受験資格を取得するために修得することが必要な科目として法務省令で定められるものに対応するものであるのかは一義的に明らかでないところ、かかる対応関係は、法科大学院への入学を希望する法曹志望者にとって極めて有用かつ重要な情報であるとともに、法科大学院教育の充実にも資する情報であるから、これらの事項については、教育課程の公表に当たって、必ず公表させることとするものである。

6. 「法曹養成連携協定」及び「連携法曹基礎課程」の制度創設の必要性について（新第6条関係）

1. 法科大学院と法学部の連携に係る現状と制度改正の必要性

法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷し、法科大学院志願者、入学者の減少が止まらず、他方、一定の人が法科大学院ルートではなく予備試験経由での法曹資格の取得を目指しているという状況にある。こうした状況を改善するためには、法科大学院入学者の大多数が法学系課程の出身者であることを踏まえて、法科大学院教育の水準の向上を図るために、入学者として、学部段階から法科大学院進学を見据えて必要かつ十分な教育を受けた者を確保することが必要である。実際に、平成27年度以降、法科大学院における先導的な取組に重点的な予算配分を行う「加算プログラム」により、法科大学院を設置する大学に対し、自大学の法学部との連携のための教育上の工夫を推奨している。こうした予算上の措置の結果、平成30年度予算に係る加算プログラムでは、有識者から構成される審査委員会において、法科大学院と法学部との教育課程上の連携の取組に対する支援を申請した22大学中、14大学の取組が、予算の重点配分の対象として評価されるに至っている。

本改正は、法曹志望が明確で優れた資質・能力を有する学生に対し学部段階から法科大学院進学を見据えた教育を行うための、法科大学院を設置する大学と当該教育を行う課程を置こうとする大学との間の協定（法曹養成連携協定）の制度を創設し、併せて、法曹養成連携協定を締結した法科大学院を設置する大学に対し、法曹養成連携協定の目的となる大学の課程（連携法曹基礎課程）における教育の実施に当たっての協力義務や、当該課程における単位の修得状況を踏まえた入学者選抜を実施すべきこと等を制度化することにより、法科大学院と法学部との連携を一層促進し、連携法曹基礎課程における教育の充実及び法科大学院教育の充実を図るものである。

2. 「連携法曹基礎課程」の具体的イメージについて

連携法曹基礎課程の最も重要な要件は接続する法科大学院の少なくとも未修1年次の学修内容を網羅したカリキュラムを編成することである。しかし、1. の目的を達成する教育としては、単に未修1年次の学修内容に対応した科目の単位を取得させるだけでは足りず、当該科目を含む体系的な教育課程が編成されていることに加え、指導方法や評価方法についても、当該法科大学院との円滑な接続の観点から、当該法科大学院を設置する大学と協議して定める水準で行われる必要がある。

連携法曹基礎課程はこうした要件に適合したものである必要があり、少なくとも、教育上の目的に沿って教育課程の履修方法を指定する「履修上の区分」として設置され、その全体を認定の対象とすべきことから、「課程」を認定するスキームとしている（「課程」の用例として参考1）。かかる「課程」としては、大学設置基準の規定に基づき学生の履修上の区分に応じて組織される「課程」（参考2）、事実上存在する「コース」「専攻」、東京大学法学部における「類」のほか、独立した組織として専任教員

を有する「学科」など、様々な形態が考えられるが、いずれの形態であっても、「履修上の区分」である限りは、その対象に含まれると考えられる。

(参考1) 「課程」の用例：食品衛生法（昭和22年法律第233号）(抄)

第四十八条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

二 学校教育法…に基づく大学、旧大学令…に基づく大学又は旧専門学校令…に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

三・四 (略)

⑦・⑧ (略)

(参考2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）(抄)

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

7. 「法曹養成連携協定」に関する各規定の内容について（新第6条関係）

1. 第1項関係

本項は、法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と法曹養成連携協定を締結し、当該法曹養成連携協定が適切である旨の文部科学大臣の認定を受けることができることを規定するものである。法科大学院と法学部等との連携による当該法科大学院への進学を見据えた教育は、私的主体間の意思に基づく取り決めによって行われるべきものであるため、国や法科大学院を設置する大学が特定の法学部等の課程を認定する仕組みではなく、「協定の締結」の仕組みを規定することとする。

ただし、当該課程は、法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育を支えるものとして法的な位置付けが与えられ、更に、その修了生の多くが法科大学院へ進学することが想定されるなど、法曹養成連携協定の内容は、法科大学院教育を含む法曹養成制度全体に大きな影響を与えるものであるため、その内容の適切性について、文部科学大臣の認定に係らせることとする。

2. 第2項関係

本項は、法曹養成連携協定において定めるべき事項を列挙するものである。

(1) 第1号関係

法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（連携法科大学院）及び当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（連携法曹基礎課程）を明らかにすべきことを規定するものである。当該協定は、本号の規定により協定に明記される課程を置く各大学間において効力を有することとなる。

(2) 第2号関係

連携法曹基礎課程の教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する規定である。連携法曹基礎課程は、上述のとおり、法科大学院教育を支えるものとして法曹養成プロセスにおいて重要な役割を担うものである。したがって、連携法曹基礎課程の教育課程は、連携法科大学院を設置する大学との十分な協議を経た上で編成されるべきものであり、その内容は、連携法科大学院における教育との円滑な接続を意識して、連携法科大学院の入学者（具体的には、既修者コースの入学者）に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるためのものである必要がある上、後記3. (2)に記載するような連携法科大学院における教育との円滑な接続が図られている必要があることから、そのような教育課程の編成その他の両課程における教育の円滑な接続を図るために必要な事項を、法曹養成連携協定において定めるべき事項として規定する。

(3) 第3号関係

連携法曹基礎課程における成績評価の基準について定めるべきことを規定するも

のである。連携法曹基礎課程の修了者は、第3項第1号に規定する、連携法曹基礎課程の成績を踏まえた特別な選抜の対象となるため、成績評価の基準については、連携法科大学院の入学者選抜に重要な影響を与えるものであり、客観性及び確実な履行が求められるものとして、連携法科大学院を置く大学との十分な協議を経て設定されるべきものである。

(4) 第4号関係

連携法曹基礎課程の教育の充実を図るためにには、教育の実施に当たっての法科大学院側の教育が不可欠であり、また、連携法曹基礎課程における教育の充実が法科大学院における教育の充実にも資すること等を踏まえ、連携法曹基礎課程における教育の実施に関する協力を必須のものとして、法曹養成連携協定において当該協力に関する事項を定めることとする。

協力の具体的な内容としては、教育内容に関する助言のほか、連携法曹基礎課程における授業の実施に当たり法科大学院側が教員を派遣することや、法科大学院との共同開講科目を設けることなどが想定される。

(5) 第5号関係

連携法曹基礎課程を修了して連携法曹基礎課程に入学しようとする者に対する入学者選抜の方法に関するものである。具体的には、第3項第1号に規定する特別な選抜の細目（実施方法や判定基準、定員等）を定めることを想定している。

(6) 第6号関係

法曹養成連携協定の有効期間に関するものである。当該協定が片方の意思により一方的に失効するようなことになれば、連携法曹基礎課程の修了生を法科大学院に円滑に進学させようとする学部側にとっても、早期から法科大学院進学を見据えた教育を受けている者を一定数確保することを見込んでいる法科大学院側にとっても損失を招くのみならず、法科大学院進学を念頭に連携法曹基礎課程に進学し、又は進学しようとする受験生にも不利益をもたらすものであるため、有効期間についてあらかじめ協定に明記されることとする。

(7) 第7号関係

協定に違反した場合の措置に関するものであり、例えば、連携法曹基礎課程において法曹養成連携協定に従った教育が十分に履行されていないと認められる際における、是正に向けた協議手続に関する規定や特別な選抜の対象となることを期待して入学した学生に対する救済措置に関する規定などが想定される。

(8) 第8号関係

連携法科大学院となろうとする法科大学院を設置する大学と連携法曹基礎課程を置こうとする大学との間で必要と判断した事項について定めることを規定するものである。具体的には、例えば、連携法科大学院と連携法曹基礎課程との間における共同開講科目を開設する際や連携法科大学院の教員が連携法曹基礎課程に出向いて授業を行う際の費用負担に関する事項、連携法科大学院における連携法曹基礎課程の学生の個人情報の取扱いに関する事項などが想定される。

3. 第3項関係

本項は、文部科学大臣は、法科大学院を設置する大学が法曹養成連携協定を締結し、その内容が適切である旨の認定の申請を行った際、以下のいずれにも該当する場合には、当該認定を行わなければならない旨を規定するものである。

このプロセスを通じて、法曹養成連携協定の内容について最低限の質を担保するとともに、不適切な内容の協定が締結・運用されることにより、連携法曹基礎課程の在学生や連携法曹基礎課程を経て連携法科大学院に入学しようとする者が予期せぬ不利益を被ることを避けることを企図している。

- ① 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜を行うに当たり、文部科学省令で定めるところにより、当該課程における科目の単位の修得の状況（成績）を踏まえた選抜を行うこととされていること（第1号）
- ② ①のほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること（第2号）

(1) 第1号関係

法科大学院の既修者コースへの入学の可否を判断する際には、いわゆる既修者認定試験（通例、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目であり、入学者選抜試験を兼ねる）が行われている。

本号は、連携法曹基礎課程を修了している者は、法科大学院との協議を経て設定されたカリキュラムを受講し、法科大学院側が確認した水準による成績評価を経て所定の単位を修得した者であり、既修者コースに入学するに値する十分な優秀性と適性を有している蓋然性が高いことから、当該学生が既修者コースに入学する際に既修者認定試験を別途受けさせることは、学生にとって負担であることを考慮し、当該課程における単位の修得状況を踏まえた入学者選抜を実施することを義務付けるものである（具体的には、例えば、既修者認定試験について連携法曹基礎課程の成績をもって代替することが主として考えられるが、具体的な実施方法については各協定に委ねることとしている。）。

この入学者選抜の在り方は、その内容や手順について、入学者の質保証等の観点から、中央教育審議会における法科大学院関係者の議論を踏まえて文部科学省令において規定した上で、連携法科大学院を設置する大学による着実な実施を図る必要があることから、単に法曹養成連携協定において定めるべき事項にとどめず、別途本号において、文部科学大臣による認定の基準として規定するものである。

「文部科学省令で定める」事項として、低迷している法科大学院の定員充足率（平成30年度入学者：約70%）に鑑み、本号に規定する入学者選抜により過度な入学者の確保が行われ「入学者の適性の適確な評価」（連携法第2条第1号）が損なわれることがないよう、当該選抜枠について一定の上限を設けることを想定している。

なお、本号は、連携法曹基礎課程の修了者が連携法科大学院の入学者選抜を受ける際に常に適用されるわけではなく、あくまで、上記文部科学省令で上限が定められた特別な入学者選抜（特別選抜枠）を利用して連携法科大学院に進学しようとする場合を念頭に置いている。また、本号の対象者には、当該課程を修了して早期卒業する者は含まれるが、飛び入学により入学する者は含まれない。

(2) 第2号

第1号の入学者選抜のほか、法曹養成連携協定の目的を達成するため最低限担保すべき内容について、本号に基づき、文部科学大臣の認定に当たり確認することとする。本号に規定する「連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準」としては、

- ① 第2項第2号に規定する「連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力」として、少なくとも専門職大学院設置基準第25条第1項の規定により法学既修者として認められるレベル（新たに専門職大学院設置基準に規定する、法律基本科目の「基礎」段階を修得したレベル）であることを確保すること
- ② 連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るために措置が講じられていること（例えば、授業で使用する教材を法科大学院と統一することや、法科大学院における教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数かつ双方向・多方向授業を行う科目を開設すること、法科大学院における教育課程を考慮した体系的なカリキュラム編成を行うこと、実際の法科大学院教育を体験し意欲に応じて必要な能力を修得させるため、共同開講科目の開設や法科大学院での科目等履修に配慮した時間割設定を行うこと）などを想定している。

8. 「法曹養成連携協定」の変更及び文部科学大臣の認定の取消し(新第7・8条関係)、
「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について(新第9条関係)

1. 「法曹養成連携協定」の変更及び文部科学大臣の認定の取消しについて

第7条は、連携法科大学院を設置する大学は、文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の内容を変更しようとする際には、文部科学大臣の認定を受けなければならぬことを規定するとともに(第1項)、その際の認定の基準として第3項各号を準用することを規定するものである(第2項)。

法曹養成連携協定の内容が、変更に際し第3項各号の基準に適合しなくなっているにもかかわらず、文部科学大臣の認定を受けたものと称し続けることは、認定制度の趣旨を損なうものである上、当該法曹養成連携協定に係る連携法曹基礎課程を経て連携法科大学院に進学しようとする者にも大きな不利益を与えるものであるため、内容の変更についても、締結の際と同様の基準で文部科学大臣の認定を受けることを義務付けることとする。

また、

- ① 法曹養成連携協定の内容が、第6条第3項各号に適合しなくなったとき
- ② 正当な理由がないのに法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないとき

においても文部科学大臣の認定が継続することは、認定により法曹養成連携協定の内容を確認している趣旨に反する上、認定の正当性を信頼して連携法曹基礎課程に進学しようとする者に大きな不利益を与えることとなるため、文部科学大臣が①や②の事情を認めた場合には、法曹養成連携協定の認定を取り消すこととする。

2. 「法曹養成連携協定」を締結しようとする大学への協力について(新第8条関係)

どの大学と法曹養成連携協定を締結するかは法科大学院側の判断に委ねられているものの、有為な人材を出身大学・学部等を問わず幅広く集め、質・量ともに豊かな法曹を養成するという法科大学院創設の趣旨を踏まえれば、自大学の法学部との連携だけでなく、法科大学院を設置していない大学を始めとする他大学との連携を確保することも重要な政策的な意義を有するものであり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から必要性が高い。

したがって、本項において、法科大学院を設置する大学に対し、法曹養成連携協定を締結しようとする大学への協力を求めることとするが、協定の締結 자체が任意のものである以上、法科大学院側の意思にかかわらず協定締結を求めるあらゆる大学への協力を義務付けることは過重な負担であると考えられる。したがって、当該協力は努力義務として規定した上で、その内容についても、第6条第2項第4号に規定する教育の実施に関する必要な協力までは求めず、あくまで、連携法曹基礎課程となるために必要な教育課程の編成に参考となる情報の提供等にとどめている。

9. 入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保のための入学者選抜における配慮について（新第10条関係）

1. 改正趣旨

第2条第1号においては、法曹養成の基本理念として規定された「入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」を行うことが求められている。入学者の多様性の確保とは、法曹が多様かつ広範な国民の要請に応えるため、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院の入学者について、社会人経験を経た者、法学部以外の出身者などの幅広い人材を入学させることを主眼とするものであるが、それに限らず、早期卒業や飛び入学による法科大学院入学の促進も、入学者の多様性の確保に資するものであると考えられる。

しかし、法科大学院入学者の実態としては、社会人出身の入学者は激減し、未修者コースへの進学者の7割が法学部出身者となっているほか、早期卒業や飛び入学による入学者の数はごく少数にとどまっている。このような現状に鑑み、法科大学院の入学者選抜に当たり、これらの者の適性を適確に評価し、もって入学者の多様性の確保を促進するため、これらの者について、入学者選抜の方法や実施時期等が事実上の障壁とならないよう、必要な配慮を行うべきことを規定する。

なお、本条に規定する適切な配慮とは、第1号から第3号に掲げる者を対象とする特別の選抜枠を設けることのみを意味するものではなく、これらの者が、それ以外の者と同一の枠で入学者選抜を受ける際にも適切な配慮を行うことを求めるものである（例えば、以下に詳述する入学者選抜の複数回実施は、必ずしも第1号から第3号までに掲げる者のみを対象とする選抜枠でのみ行われるべきものではなく、また、求める人物像に応じた加点についても、一般の選抜枠による入学者選抜においても実施可能である。ただし、配慮の程度が特別の選抜枠と異なることは、当然に想定されるものである。）。

2. 第1号の規定について

社会人経験を積んだ多様なバックグラウンドを有する人材については、例えば、司法書士として登記申請手続や裁判所等への提出書類作成業務を行っていた者や弁理士として知的財産に関する実務を行っていた者が法曹資格を取得することで、専門知識を活かし、更に高度な法的紛争の解決に携わることが期待される。また、企業で国際的な争訟を担当していた者が、法曹資格を得て、企業内でより主体的に担当業務をリードすることなども期待される。このように、特に、多様な経験を活かして法曹として即戦力となり得る就業者等について、第1号に規定する。

なお、想定される適切な配慮の例としては、入学者選抜の複数回実施や就業者に配慮した選抜日時の配慮（例：試験の休日実施）、遠隔地の就業者に対する面接方法の工夫のほか、各法科大学院の養成したい法曹像に応じて、入学者選抜において社会人経験を評価すること等が考えられる。

3. 第2号の規定について

想定される適切な配慮の例としては、各法科大学院が求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じて、理系学部等からの入学者の枠の設定や、所定の資格保有者を特に評価すること等が考えられる。また、現在、受験者の適性の適確な評価の観点から、従来の小論文試験の代わりに1人30分程度の口述試験を課し、その場で提示する題材（1千字程度の長文）に基づく試問を通じて法的な思考力・表現力等を判定している例があり、当該手法で選抜された者は総じて入学後に優れた成績を修めていることから、このような手法の展開・充実も期待されるところである。

4. 第3号の規定について

本号の対象は、早期卒業及び飛び入学により法科大学院に入学しようとする全ての者であるが、当該方法により法科大学院に入学する者は、早期から法曹希望が明確である者であり、現状においてもおおよそ法学部出身者に限られている（平成30年度は79名中78名が法学部出身者。）。また、これらの者は、法学部において優秀な成績を修めていることから、その多くが既修者コースに進学すると見込まれる。

法科大学院の入学者選抜は、通例、入学前年度の夏から秋にかけて実施され、既修者コースへの入学者選抜では、法律科目（多くの場合は7科目）による、いわゆる「既修者認定試験」が課される。この際、早期卒業や飛び入学を考えている法学部生は、3年間で必要な単位を修得するだけでなく、第3学年前半の既修者認定試験で7科目を受験する必要があり、これらの中には第3学年後半での履修が通例の科目もあることから、当該科目を通常の日程で全て受験することを求めることは、早期卒業・飛び入学を困難なものとする。そこで、想定される配慮の例として、これらの者に対しては7科目の学修が終了する3年次の年度末時点で既修者認定試験を実施するといった対応が期待される。

なお、飛び入学については、学教法第102条の改正により、既修者認定試験の結果等を踏まえてその可否を判断することが可能となるため、当該改正と併せて既修者認定試験の実施方法・時期について配慮を求ることで、当該試験で優秀な成績を修めた者について飛び入学の一層の促進を図ることができる。さらに、連携法曹基礎課程の学生については、当該課程の科目の成績をもって、既修者認定試験に代替されることも考えられる。

10. 司法試験法第4条第2項の法務省令の制定又は改廃に当たっての文部科学大臣への通知について（新第12条第3項関係）

1. 新第12条第3項は、司法試験法の改正により司法試験の在学中受験資格を導入することに伴って、法科大学院教育と司法試験との有機的連携をより一層確保する見地から、法務大臣において、司法試験法第4条第2項の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとした上で、文部科学大臣が、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができることとするものである。
2. 司法試験は、法科大学院における教育との有機的連携の下に（連携法第2条第2号）、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として実施されるものであるところ、今般の司法試験法改正による司法試験の在学中受験資格の導入を踏まえて、受験資格として法科大学院課程においてどの範囲・レベルまでの学修を求めるのかにつき詳細を定めるに当たっても、法務大臣と文部科学大臣との間の相互協力が求められる。

そこで、司法試験制度を所掌する法務大臣が法務省令（司法試験法施行規則）において在学中受験資格を得るために法科大学院において修得が必要となる科目の単位を定めるに当たって、学校教育制度を所掌する文部科学大臣に通知し、各法科大学院の創意をもって行われている法科大学院教育の課程や内容、深度等の実情を適切に踏まえたものとなっているか否かという見地から、文部科学大臣が法務大臣に対し必要な意見を述べできることとしたものである。

もとより、司法試験に関する法務省令の制定及び改廃については法務大臣の専権に属するものであり、改正法の下においても文部科学大臣の意見に拘束されるものではない。
3. なお、現行法においても、法科大学院における教育水準が法曹の質に大きな影響を与えるものであり、また、その修了者に司法試験の受験資格が付与されるものであることから、法科大学院に係る設置基準の制定・改廃、評価機関に係る認証基準の細目の制定・改廃、評価機関の認証・取消しについて、文部科学大臣が法務大臣に通知し、法務大臣が文部科学大臣に対し必要な意見を述べができるものとされているところ（連携法第6条第2項）、本項の新設もかかる現行法の規定に倣うものである。